

令和6年7月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和6年7月10日（水）午後2時 田辺市文化交流センターたなべる 2階 大会議室
農業委員数19名

出席者19名

1番 山崎 清弘 2番 田中 輝勇 3番 鈴木 一弘 4番 中嶋 正行
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 谷本 喜久 8番 谷口 浩司
9番 坂本 隆英 10番 瀧川 裕司 11番 岡 潔 12番 玉置 伸
13番 上森 力 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 近藤祐斗
会議録署名委員 8番 谷口 浩司 9番 坂本 隆英

議長 皆さんこんにちは、梅の収穫、大変お疲れ様でございました。量とか、質についてはどうでしたでしょうか。地区によっても違うんですけども、私の周辺では何人かに聞いてみますと、大体半作くらいだったかなと思います。ほとんど田んぼの方で、山のない方は7割、8割くらいだったというふうに聞いています。大体皆さん同じような状態かと思うんですけども、この様な年が来るというのが思ってもみなかったのもので、本当に残念です。ただ、梅だけに限らず、この前テレビのニュースで見たんですが、山形県のサクランボ、それからブドウ、これも猛暑の影響で、サクランボがしわしわになって売れないということで、離農された方、あるいは、離農を考えている方がおられるということで、大変な状況になっているようで、ブドウに至っては、ブドウの中の軸が焼けて栄養が実に行かなくて、大きくななくて廃棄するとか、その難を逃れた実でも、雨が降ると水分を吸いすぎて割れてしまったりして売りものにならないと嘆いておられました。大変かわいそうな状況でございます。また、東京の立川市では、野菜が大変な状態だということで、通常、土壌の温度は大体30℃くらいらしいんですけども、今年は37℃もあるということで、ブロッコリーも温度が高すぎて、成長が速すぎて、花が咲いて売り物にならないとか、カブなんかは割って見たらスカスカで、これも全然だめだということで、農産物は大変な状態が続いております。地球温暖化の影響が我々の身近なところに来ているというのを実感したんですけども、これで来年どうなるかというと、温暖化はすぐに良くならないんで、もし、温暖化が原因だったなら、我々どうなっていくのかなあと、かなり心配しております。そういうことがないように、来年は平年作は何とか出来てほしいなあと、こういう風な希望を抱いております。それでは最初に、農業振興課から連絡がありますので説明をお願いします。

農振課 山崎 （農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転（特例事業）の廃止について説明）

議長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見ご質問ございませんか。1つよろしいですか、経営基盤強化促進法に基づく所有権移

転が廃止になるにあたって、具体的な手続きや細かな流れ等については、
どのようになりますか。

農振課 山崎

細かな点等については、農業公社との話の方が詰まってないので、そこは
また確認させていただきます。8月30日に、こういう事務手続きや基盤
法に係る説明会があるので、そこで説明いただけると聞いております。8
月30日の説明会が済んでから、この場をお借りして説明をさせていただ
こうと考えております。

議 長

よろしくお願いします。委員さん方、この件について他にご意見ご質問ご
ざいませんか。なければ、この件については以上で終わりたいと思います。
続きまして、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、田辺市農業経営基
盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について事務局の
説明をお願いします。

農振課 山崎

それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。
1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、891㎡、他2筆、合計1,512㎡、
貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約
をした日は令和6年6月10日です。続きまして、田辺市農業経営基盤強
化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させてい
たきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,923㎡、貸し手は〇〇〇、
〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間50,000円、
口座払い、期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日の更新です。
2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,954㎡、他1筆、合計2,004㎡、
貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、
期間は令和6年8月1日から令和16年7月31日の更新です。3番、〇
〇〇字〇〇〇〇、畑、198㎡、他1筆、合計1,731㎡、貸し手は〇
〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和
6年8月1日から令和10年5月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇
〇〇、畑、351㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇
〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年8月1日から令和16年7月31日
の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、770㎡、他2筆、合計1,
995㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、相続人代表、〇〇〇〇、借り手は
〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年8月1日から令和16
年7月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、5,714㎡、
貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年
間50,000円、口座払い、期間は令和6年8月1日から令和16年7
月31日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,314㎡、貸し
手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・みか
ん、期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日の新規です。8番、
〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,083㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、相続
人代表、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間
は令和6年8月1日から令和16年7月31日の新規です。9番、〇〇〇
字〇〇〇〇、畑、595㎡、他3筆、合計5,929㎡、貸し手は〇〇〇、
〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年8

月 1 日から令和 1 1 年 7 月 3 1 日の新規です。1 0 番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 5 4 6 m²、他 1 筆、合計 1, 9 8 5 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 1 6 年 7 月 3 1 日の新規です。合計 1 0 件、1 8 筆、2 6, 0 2 9 m²、貸し手 1 0 名、借り手 3 名です。ご審議をよろしくお願いいたします。続きまして、利用権の変更について説明させていただきます。1 番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、7 7 0 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、相続人代表、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間米 3 0 kg、持参払い、期間は令和 6 年 3 月 1 日から令和 1 6 年 2 月 2 8 日の新規でしたが、地番修正の為、地番を〇〇〇字〇〇〇〇、田、7 7 0 m²から〇〇〇字〇〇〇〇、田、6 4 3 m²に変更しています。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新案件で特に異議ありません。

議 長 はい、2 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。同じく更新ですので異議ございません。

議 長 はい、3 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇君は、自分の土地と農地を借りながら、研修生を受け入れながら頑張っていますので、異議ございません。

議 長 はい、4 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、5 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。特に異議ありません。

議 長 はい、6 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、7 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7 番、8 番について、〇〇〇〇君は 3 月より新規就農で頑張っております。異議ございません。

議 長 はい、9 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、1 0 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、続きまして、利用権の変更の 1 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。特に異議ありません。

議 長 はい、以上 1 1 件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議

案は終了いたしました。山崎君、ありがとうございました。

(農振課 山崎退席)

議長

はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日欠席委員さんはございません。全委員出席でございます。本日の会議録署名委員に、8番谷口浩司委員さん、9番坂本隆英委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第4号農地等売渡あっせん申出についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

近藤 事務員

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は208㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は525㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は532㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は203㎡、他7筆、合計3,169㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は115㎡、他1筆、合計254㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は135㎡、他1筆、合計353㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は453㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上7件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申しあげます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ありません。

議長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。特に異議ありません。

議長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議長

はい、4番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。4番、5番、6番、7番、異議ございません。

議長

はい、議案第1号農地法第3条申請7件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	4ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は612㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟、171.39㎡、道路・庭園等440.61㎡、合計612㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和2年1月28日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接しているため、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は212㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟99.62㎡、駐車場等112.38㎡、合計212㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和2年6月8日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は学校等用地、住宅用地に囲まれた小集団の農地で第2種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。7月8日に〇〇〇〇委員さん、事務局とともに、5条2件、2条2件の現地調査を行ってまいりました。それでは、5条申請について報告します。1番、申請場所は〇〇〇〇より南西へ約700mの位置で、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑同意あり、と里道、西側が宅地、南側が市道、北側が畑同意あり、と里道、宅地となっています。〇〇水利組合の同意があります。転用理由、選定理由は、譲渡人は相続により取得しましたが、農業従事者ではなく、農地の整理を考えていたところ、この度、建設土木業を営む譲受人との話がまとまり、分譲住宅用地に転用するものです。転用内容は、分譲住宅3棟、盛土61cmから69cm、排水等については、合併処理後、雨水とともに、南側市道側溝へ放流することです。特に問題ないと思われます。2番、申請場所は〇〇〇〇より東へ約100mの位置で、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が道路と宅地と水路、西側が畑同意あり、と宅地、南側が宅地、北側が雑種地となっています。〇〇水利組合の同意があります。転用理由、選定理由は、借り人夫婦は〇〇〇〇から転居し、妻の実家に隣接する当該地に新居を建築するものです。期限の定めのない使用貸借契約です。転用内容は、住宅1棟、駐車場（2台）、盛土75cm、排水等については、合併処理後、雨水とともに、東側道路側溝へ放流することです。特に問題ないと思われます。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査委員の報告のとおりで、異議ございません。
議	長	はい、2番。

〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。報告いただいたとおりで、異議ございません。
議	長	はい、議案第２号農地法第５条申請２件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第３号農地法第２条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	５ページをお願いします。議案第３号農地法第２条の規定による農地でない旨の証明願についてです。１番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は３２８㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇です。２番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は４９㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上２件、ご審議の程よろしくをお願いします。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。２条申請２件について、説明させていただきます。申請場所は〇〇〇〇より南へ約２００ｍにあり、現況は山林です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が山林、西側が畑、南側が山林、北側が畑と公衆用道路と原野となっています。非農地となった経緯、理由について、申請地は、以前には親戚が耕作していたが、その後は山林化し、現在に至っていますということです。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、特に問題ないと思います。２番、申請場所は〇〇〇〇より西へ約１００ｍにあり、現況は宅地です。隣接状況及び周囲への影響については、東側、西側、南側が市道と宅地、北側が宅地となっています。非農地となった経緯、理由について、申請地は、昭和３２年にアパートが建設され、その後、平成２０年頃に取り壊され、更地のまま現在に至っていますということです。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、特に問題ないと思います。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。１番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査委員の報告のとおりで、異議ございません。
議	長	はい、２番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。報告いただいたとおりです。異議ございません。
議	長	はい、議案第３号農地法第２条の規定による農地でない旨の証明願２件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第４号農地等売渡あつせん申出について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	６ページをお願いします。１番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は２，１８３㎡、作物はみかん、１０アール当たりの収穫量は苗木はまだ若いため０kgです。希望価格は３０万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上１件、ご審議の程よろしくお願いいたします。

		ます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇〇〇から〇〇〇〇向けに800mほど登ったところの左側に〇〇〇〇がございまして、それに隣接した東向きの傾斜地であります。農道が横までできております。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは議案第4号農地等売渡あっせん申出1件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。
委員	全員	異議なし。
議	長	ないようですのであっせんすることに致します。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それでは1番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名をお願いします。以上、あっせんについて、委員さん方大変ご苦労ですが、よろしくお願いします。それではその他の案件でございます。6月の県の農業会議に提出致しました5条申請4件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、土地対策課から案件がございますので、説明をお願いします。
土地対策課八木係長		地籍調査を担当しております土地対策課の八木です。よろしくお願いいたします。事前に資料の方を送らせていただいておりますが、令和5年度で地籍調査を行いました11地区につきまして、去年の9月から12月にかけて、現地立ち合いを行っております。その際には、土地の所有者もしくは代理人の方に、現地を確認していただきまして、土地の形を確認していただき、そのあとその土地の筆の状況につきましては、地籍調査の実施主体である田辺市土地対策課の方が、地目認定を確認させていただいております。お配りさせていただいている表の方ですが、見方を簡単に説明させていただきます。左から大字、小字、地番を書かせていただいております。次に土地の所有者のご住所、氏名、これはあくまで登記簿上の住所ということになっておりまして、住所変更等がされてなければ、以前の住所がそのまま載っているという状態です。地目につきましては2つ書いてありまして、調査前の地目が、登記の地目を掲載しておりまして、調査後の地目が、実際地籍調査で現地立ち合いをしたときに、利用されている状況の地目ということで、確認をさせていただいております。面積につきましては、登記の面積を表示させていただいております。調査後のところにはほとんど数字が入っていないですけども、測量工程を行っていないところがほとんどでございますので、面積は空白となっております。続いて、原因及び日付のところに、地目変更であったり、合筆、分筆を入れていますが、これは実際に地籍調査の中で、どういう処理をさせていただいたかを記載させていただいております。各地区、直接該当しない地区があるかもしれませんが、農地から非農地、又は、非農地から農地という風にそれぞれ表を作らせていただいておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

いたします。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の案件について、ご意見、ご質問ございませんか。皆さん、事前にお目通しいただいていると思いますので、それではお諮りいたします。只今の案件について、承認することとしてよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、異議なしとのことでございます。承認することに決定いたしました。土地対策課の八木係長さん、ありがとうございました。

(土地対策課 八木係長退席)

議 長 皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告をお願いします。

松平 係長 (地域計画に係る意向調査の現在の状況について説明)

議 長 はい、ありがとうございます。この件について、ご意見ご質問ございませんか。委員さん方、何かございませんか。なければ本日はこれで閉会いたします。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後 3 時 0 0 分終了